

第 2 回農業委員会総会議事録

令和 3 年 2 月 8 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

- － 議 事 日 程 －
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 会 期 の 決 定
 - 3 報 告
 - 4 議 事

－ 本日の会議に付した事件 －

- 日程第1 議事録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 報告(報告第1号から第3号)
 日程第4 議事(議案第1号から第3号)

－ 委員及び出欠委員の氏名 －

議 長 堀 正

委員の定数 25名
 委員の現在数 25名

出 席 委 員 (25人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	10 番	進藤 久司
11 番	栗山 信治	12 番	松山 宗則
13 番	明石 茂	14 番	末永 久義
15 番	林 康弘	16 番	高橋 吉博
17 番	前田 進	18 番	竹内 正治
19 番	永森 薫	20 番	高口 宗範
21 番	稲垣 潔	22 番	山崎 善夫
23 番	堀 正	24 番	有沢 敏博
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員 (0人)

議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
報告第 5 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について
報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について

- 第 4 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫
主 査 青木 克憲

副 主 幹 安元 啓二
主 査 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 7 分

議長（堀会長）

ただいまから、第 2 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

－ 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 －

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「3 番 土合委員」「6 番 城石委員」をそれぞれ指名します。

－ 会 期 の 決 定 －

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

－ 報 告 －

議長（堀会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

－ （報告第４号の説明） －

議長（堀会長）

報告第４号農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

－ （報告第５号の説明） －

議長（堀会長）

次に報告第５号農地法第４条第１項第８号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第6号の説明）－

議長（堀会長）

次に報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

－（報告第7号の説明）－

議長（堀会長）

次に報告第7号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長(堀会長)

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— (議案第4号説明・表決) —

議長(堀会長)

それでは、まず議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(青木)

議案書の5ページをご覧ください。

今回は6件ございます。

【議案第4号について議案書をもとに朗読】

議長(堀会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

松山職務代理

2番と3番の譲受人は、報告第7号で解約をしているが、何のために解約したのか。

事務局(青木)

5反要件を満たすための解約である。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。

よって、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

－ （議案第5号説明・表決） －

議長（堀会長）

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

山崎委員

8ページの計の面積と、9ページの面積が違うのはなぜか。

事務局（矢野）

9ページの面積を〇〇㎡に訂正する。

高橋委員

9ページの貸し手の耕作面積が違うのではないか。

事務局（矢野）

合計面積ではなく、代表者の面積を記載している。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第5号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定すること

に賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第 5 号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長 (堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第 1 回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 2 3 分

その他協議・報告事項

令和 2 年度農業委員会研修会について

日時 令和 3 年 3 月 1 5 日 (月) 午後 1 時 3 0 分より

場所 アイザック小杉文化ホール ラポール

令和 3 年度農業委員会総会日程について

農業委員会活動記録簿について

次回開催場所と時刻について

・開催日 令和 3 年 3 月 8 日 (月) 午後 2 時から

・会 場 大島分庁舎大会議室

その他

のうねん 1 月号

第二回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和三年二月九日
至 令和三年二月二十六日